

短期大学制度史研究序説

－先行研究に見る課題と展望－

木田竜太郎

キーワード：暫定制度、専科大学法案、恒久化、女子教育機関化、中等後教育

【要旨】日本における短期高等教育・短期大学に関する研究は、その多くがジェンダーや四年制大学に関わる問題などの中で、あくまで「副次的」になされたものが多く、短期大学そのものに焦点をあてた研究は極めて少ない。短期大学をジェンダー的視点から分析する立場からは、女子教育特性論に立脚する日本型短期高等教育に特有の性別配当が論証され、批判されてきた。また、制度化の際サンプルとされたアメリカ型短期高等教育の在り方とその変遷に学ぼうとする比較教育学の視点からは、短期修了の「完成教育」から地域性に基づく生涯学習機関ないし前期高等教育実施機関としての役割を期待する「ファーストステージ論」などが展開されてきた。これらの議論を総括すべき教育制度史の視点からは、短期大学が暫定制度として発足しながらも、戦後日本が採用した民主的公教育体系に矛盾することなく位置づけられてきたものと評価する見解がある一方で、恒久的な転換を望みながらも、あくまで「大学」というブランドに固執し、独善的・表面的・消極的姿勢に終始し、遂に独自性を発揮する機会を喪ったものと批判する見解も存在する。いずれにせよ戦後日本においては、戦前に存在したあまりに多様な高等・中等後教育機関が「大学」の名のもとに包括され過ぎてしまい、短期高等教育の意義や中等後教育の価値が積極的に評価される機会があまりにも少なかったといわざるを得ない。日本における高等教育・中等後教育の今後の在り方を考察する上で、また、社会教育の基盤整備を含めた生涯学習社会の今後を展望する上で、短期大学の歴史的・制度的展開過程の究明、その総括的研究の進展が求められるものと思われる。

はじめに

本稿は、戦後高等教育の量的拡大に大きく寄与しながらも、従来主要な研究対象とされてこなかった「短期大学」の歴史的・制度的展開過程を分析することにより、日本における短期高等教育および中等後教育の特質と性格を究明しようとする試みの一環である。さらには今日の「大学改革の時代」の直接的な要因の一つと思われる、戦後日本における高等教育「大衆化」の構造を明らかにしようとする研究の一環に位置づけるものである。

周知の通り、制度としての短期大学は、戦後教育改革の過程において新制大学への「昇格」が見送られた旧制専門学校群を「救済」するための暫定的な措置として1950（昭和25）年に発足し、高度経済成長期においては、女性の社会進出や地域社会への大学教育機会の提供、高等教育進学率の向上などに一定の役割を果たしたものとされている。また近年は、四年制大学量的拡大の主要因とも目されているが（短大改組による「四大化」）、今日では、その歴史的使命の「終焉」が囁かれてもいる。

従来の短期大学研究は、その多くが四年制大学改革論議やジェンダー特性などを主要なテーマ

とす中で、あくまで「副次的」になされたものが多く、短期大学そのものに焦点をあてた研究は極めて少ない。短期大学をジェンダー的視点から分析する立場からは、女子教育特性論に立脚する日本型短期高等教育に特有の性別配当が論証され、批判されてきた。また、制度化の際サンプルとされたアメリカ型短期高等教育の在り方とその変遷に学ぼうとする比較教育学の視点からは、短期修了の「完成教育」から地域性に基づく生涯学習機関ないし前期高等教育実施機関としての役割を期待する「ファーストステージ論」などが展開されてきた。後述するように、前者については小山静子など、後者については館昭などの先行研究が存在する。

これらの議論を総括すべき教育制度史の視点からは、短期大学が暫定制度として発足しながらも、戦後日本が採用した民主的公教育体系に矛盾することなく位置づけられてきたものと評価する見解がある一方で、恒久的な転換を望みながらも、あくまで「大学」というブランドに固執し、独善的・表面的・消極的な姿勢に終始し、遂に独自性を発揮する機会を喪ったものと批判する見解も存在する。後述の通り、前者については海後宗臣、寺崎昌男など、後者については土持ゲリー法一などの研究成果が示されている。

いずれにせよ戦後日本においては、戦前に存在したあまりに多様な高等・中等後教育機関が、「大学」の名のもとに包括され過ぎてしまい、短期高等教育の意義や中等後教育の価値が積極的に評価される機会があまりにも少なかったといわざるを得ない。換言すれば、「大学」のステータスが無批判に高い社会環境下にあって、多くの短大法人が四大設置に傾き、結果的には、短期大学制度化の直接要因であった高等教育機関の「質」という課題が再浮上することになる。

本稿の目的は、短期大学に関する今日までの先行研究の動向を概観し、その成果と方向性について検討することである。その趣意は、短期大学の歴史的・制度的展開過程を明らかにするための理論的枠組を模索することにある。その要点は、これまでなされてきた短期高等教育・中等後教育に関わる議論の到達点を確認し、日本における高等教育と中等後教育、また社会教育の基盤整備を含めた生涯学習社会の今後を展望する上での示唆を得ることである。本稿はその基本素材としての「短期大学史」総括のための基礎研究の一つであり、併せて今後ますますの進展が求められるであろう同分野の研究に資することを企図するものである。

I. 短期大学の量的変遷—1950～2010年

短期大学に関する議論の大前提として、今日までの短期大学の変遷について、まず数量的観点から確認する。図1は、政府統計（学校基本調査）に基づく、制度化以降現在までの設置者別短期大学機関数の推移である。

短期大学は制度化初年の1950（昭和25）年、計149校（国立0校、公立17校、私立132校）でスタートし、1996（平成8）年、計598校のピークに達した。これを設置者別に見ると、国立は1989（平成元）年の41校、公立は1996（平成8）年の63校、私立は1997（平成9）年の504校がこれまでのピークである。そして制度化60年を経た2010（平成22）年現在では、国立は再び0校、公立26校、私立369校、計395校となっている。

短期大学においては国公立の「役割分担」が四年制大学以上に著しい。小山静子は、少なくとも1950年代において「短期大学は二つの顔をもっており、それぞれそれは、男子の職業教育と

女子の教養教育や教員養成というように、はっきり区分されていた」とし、後述する専科大学構想など「政府が進めようとしていた短期大学の職業教育機関化」に対応する国立短期大学と、その意図に対抗して「女子教育機関としての存在意義を強調する」ようになった私立短期大学という歴史的構図を示している¹⁾。また地方自治体が設置する公立短期大学が、地域の教育機関としての使命を第一義としたことは自明であり、ここに国公私立各短期大学の役割分担が、より明確に説明できるものと思われる。

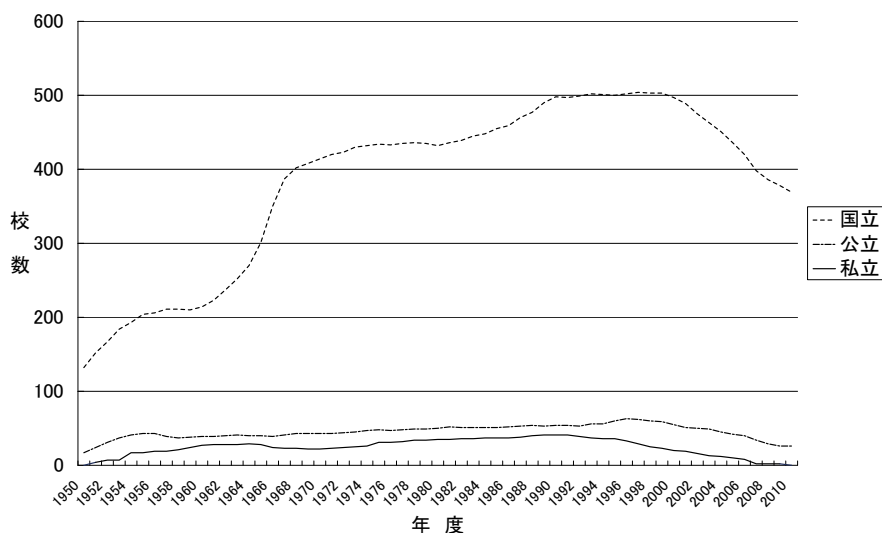


図1 短期大学数の変遷

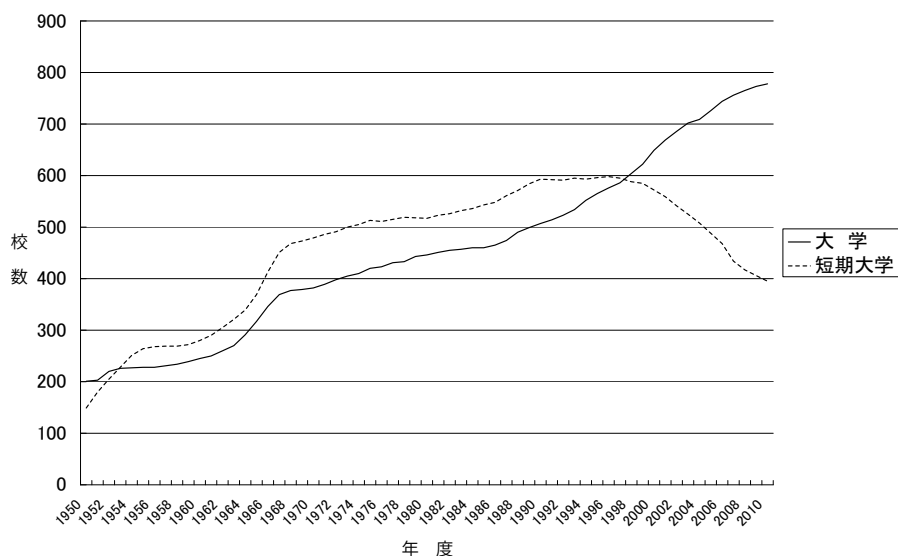


図2 大学・短期大学数の変遷

図2は、同じく1950（昭和25）年以降2010（平成22）年現在までの、四年制大学と短期大学の量的推移である。データも同様に政府統計（学校基本調査）に基づく。

短期大学数は1953（昭和28）年以降、常に四年制大学数を上回り、1961（昭和36）年以降の大学大量認可措置路線（第一次ベビーブーム世代の大学進学要求に対応する大学設置基準運用緩和措置）、1976（昭和51）年以降の高等教育計画路線と、日本経済の成長と成熟に併走する高等教育政策のもと、数字の上では順調な発展を遂げてきた。転機となるのは1991（平成3）年、いわゆる大学設置基準の「大綱化」であり、さらに直後のバブル経済崩壊によって大学は「改革競争の時代」を迎えることになる。

近年は、短期大学数の「右肩下がり」に比した四年制大学数の「右肩上がり」の傾向が顕著である。四年制大学数は、1996（平成8）年時点で計576校（国立98校、公立53校、私立425校）と短期大学数を下回っていたものが、1998（平成10）年に計600校を超えて逆転し（四年制大学604校、短期大学588校）、2010（平成22）年現在では計778校と急伸している。

なお、2010（平成22）年現在の四年制大学数を設置者別に見ると、国立（大学法人）86校、公立95校、私立597校であり、公私立大学数の伸張が“四大”急増の主要因であることが裏づけられる。国立大学の漸減に関しては、行財政改革の観点から推し進められた法人化と統廃合の影響が大きく、もともとの設置形態が四大附設を主としていた国立短期大学についても、そこに組み込まれたものと見ることができる。一方、公私立大学の急増に関しては、先の公私立短期大学の急激な減少傾向を鑑みるに、明らかに「短大改組による四大化」の影響が疑われよう。

図3は、四年制大学と短期大学の在籍者数の推移である。各男女別、1950（昭和25）年以降2010（平成22）年現在まで、データも同様に政府統計（学校基本調査）に基づく。

女子の短期大学進学率が、初めて男子のそれを上回るのは1954（昭和29）年（男子2.0%、女子2.2%）、翌年には四年制大学進学率を上回り（女子進学率：四大2.4%、短大2.6%）、以後、「私立

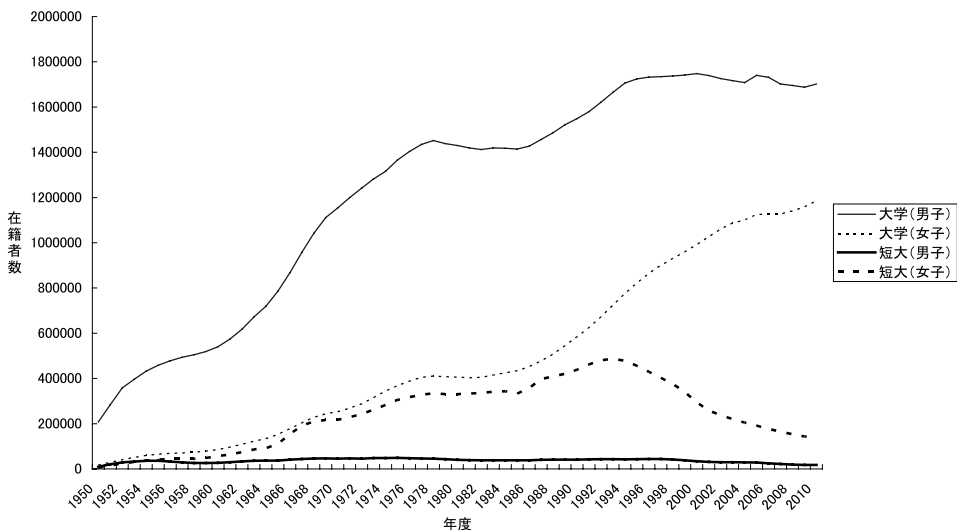


図3 大学・短期大学在籍者数の変遷

が九割、女子が九割」という短期高等教育の日本的構造が形成されてゆく。

短期大学の在籍者数のピークは、1993（平成5）年の530,294人である。この年は私立短期大学の在籍者数および女子の在籍者数のピークでもあり、前者が490,787人、後者が486,810人であった。一方、国立短期大学および公立短期大学の在籍者数のピークは、前者が1988（昭和63）年の19,110人、後者が1995（平成7）年の24,134人である。ちなみに短期大学における男子の在籍者数のピークは、専修学校制度化の前年、1975（昭和50）年の48,658人であった。

なお18歳人口は、1992（平成4）年の約205万人をピークとして、2010（平成22）年現在では約121万人と、およそ41%減となっているが、短期大学の在籍者数は、1992（平成4）年に524,538人であったものが、2010（平成22）年現在では155,274人と、およそ70.4%減となっている。

以上、短期大学の量的変遷について概観してきたが、数字の上でも、近年の少子化・高学歴化に伴う短期大学制度の危機的状況は明らかといえよう。

II. 短期大学の制度的変遷—1950～2010年

短期大学の変遷について、次に制度史的観点から今日までの推移を確認する。表1は、短期大学に関わる政策的なトピックを纏めた年表である。

表1：短期大学制度史関係年表

年 月 日	事 項
1941.12. 8	日米開戦
1943.10.12	東條英機内閣、「教育ニ関スル戦時非常措置方策」を閣議決定
1945. 8.15	敗戦
1945.12. 4	幣原喜重郎内閣、「女子教育刷新要綱」を閣議決定
1946. 8.10	「教育刷新委員会」設置（1949.6より教育刷新審議会と改称）
1948. 1.15	「大学設置委員会」設置（1949.6より大学設置審議会と改称）
1949. 5.16	「短期大学設置法案（学校教育法の一部改正法案）」成立
1949. 8.31	大学設置審議会、「短期大学設置基準」を答申
1950. 4. 1	短期大学制度発足（公立17校、私立132校、計149校）
1950. 8.29	大学設置審議会、「短期大学通信教育基準」を答申
1951.10. 6	短期大学教育課程等研究協議会、「短期大学の教育内容について」を決議
1951.10.16	政令改正諮問委員会、「教育制度の改革に関する答申」を決議
1952. 6. 6	「中央教育審議会」設置
1954. 6.24	短期大学教育課程等研究協議会、「短期大学教育課程の標準」を決議
1954.10.16	日本経営者団体連盟、「新教育制度再検討に関する要望書」を發表
1954.10.22	短期大学教育課程等研究協議会、「短期大学制度の確立について」を決議
1954.11.15	中央教育審議会、「大学入学者選考およびこれに関連する事項について」を答申
1954.12.23	日本経営者団体連盟、「当面の教育制度改善に関する要望」を發表
1956. 3.22	短期大学教育課程等研究協議会、「短期大学施設設備の標準」を決議

1956.11. 9	日本経営者団体連盟、「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」を公表
1956.12.10	中央教育審議会、「短期大学制度の改善について」を答申
1957.11.11	中央教育審議会、「科学技術教育の振興方策について」を答申
1958. 3.24	第28国会「専科大学法案（学校教育法の一部改正法案）」提出（審議未了廃案）
1958. 9.29	第30国会「専科大学法案」提出（11.1衆院通過、審議未了廃案）
1958.12.10	第31国会「専科大学法案」提出（審議未了廃案）
1961. 3.11	池田正之輔・科学技術庁長官、文部省に大学設置基準の運用緩和を勧告（池正勧告）
1961. 6. 7	「高等専門学校設置法案（学校教育法の一部改正法案）」成立
1963. 1.29	中央教育審議会、「大学教育の改善について」を答申（38答申）
1964. 6.17	「短期大学制度恒久化法案（学校教育法の一部改正法案）」成立
1966. 3.30	大学設置審議会、「短期大学設置基準について」を答申
1971. 6.11	中央教育審議会、「教育改革のための基本的施策」を答申（46答申）
1972. 6. 8	「高等教育懇談会」設置
1975. 4.28	短期大学設置基準「省令化」
1975. 7. 3	「私立学校振興助成法」成立
1975. 7.11	「専修学校設置法案（学校教育法の一部改正法案）」成立
1976. 3.15	高等教育懇談会、「高等教育の計画的整備について」を報告
1984. 8.21	「臨時教育審議会」設置
1986. 4.23	臨時教育審議会、「教育改革に関する第二次答申」を決議
1987. 9. 4	「大学審議会」設置
1991. 6. 3	短期大学設置基準「大綱化」
(1992)	18歳人口ピーク（約205万人、第二次ベビーブーム世代）
(1993)	短期大学在籍者数ピーク（約53万人）
(1996)	短期大学数ピーク（国立33校、公立63校、私立502校、計598校）
1998.10.26	大学審議会、「21世紀の大学像と今後の改革方策について」を答申
2001. 6.11	遠山敦子・文部科学大臣、「大学の構造改革の方針」を公表（遠山プラン）
2005. 2. 1	中央教育審議会、「我が国の高等教育の将来像」を答申
2005. 7.15	「短期大学士法案（学校教育法の一部改正法案）」成立

短期大学制度の前史として、戦前の高等教育拡張計画の存在を見逃すことはできない。日米開戦の1941（昭和16）年以降敗戦まで、官立16校、公立42校、私立45校、計103校もの専門学校の新設が相次いだ³⁾。特に、銃後の人材育成が緊急の課題とされたことから、女子専門学校が急増する。女専創設の動きは1945（昭和20）年の敗戦後も続き、教育基本法・学校教育法が成立する1947（昭和22）年まで、公立13校、私立34校、計47校もの女専が新設されている⁴⁾。

戦後設置された教育刷新委員会においては、当初、旧制高等学校の存続形態として提案された二年制大学が「前期大学」案として審議されていた。これに積極的な天野貞祐などに対し、後に教刷委の委員長となる南原繁は、学閥の温床たる旧制高校の温存策に一貫して反対の態度を示し、教刷委設置に先立つ1946（昭和21）年3月21日、G.D.ストッダード・米国教育使節団团长と会談、「ジュニア・カレッジ制度とする旧制高等学校を見直せ」と早くも進言したという⁵⁾。

現行の短期大学制度へと繋がる政府当局の最初の公式見解は、1948（昭和23）年12月24日、教刷委第86回総会において公表された、和田小六・大学設置委員会委員長の南原宛書簡である。これは一言でいえば、新制大学への移行が果たせない旧制高等教育機関を如何に処理するのかという多分に現実的な問題からなされた提議であった。新学制への速やかなる移行という喫緊の課題を背景に翌1949（昭和24）年1月14日、第87回総会において「二年または三年制の大学」設置が建議され、同年春の第5国会における審議を経て同5月16日、短期大学設置法案が成立する。

短期大学制度化のための具体的措置は、文部省内に設けられた大学設置審議会および短期大学教育課程等研究協議会において行われた。ここで注目すべきは、新制大学における設置認可基準等の策定がアクレディテーション機関としての大学基準協会を中心として行われたのとは対照的に、短期大学の設置認可・教育内容・教育課程・施設設備等に関する事柄が一貫して文部省主導で決定されていることである。ちなみに大学設置基準は1956（昭和31）年に「省令化」され文部省の設置認可行政が復活するが、短期大学設置基準の省令化は1975（昭和50）年である。

高等教育に関わる新学制は発足直後から産業界の厳しい批判にさらされた。その一つに、旧制専門学校が担っていた中堅職業人の養成がある。それらの要求を受けて文部省は短期大学の制度的再編に着手、1958（昭和33）年、三次に亘る「専科大学法案」の国会提出を試みる。同法案は審議未了の末、廃案となるが、これらの動きが1962（昭和37）年発足の高等専門学校、1976（昭和51）年発足の新制専門学校（専修学校専門課程）へと繋がってゆく。一方、1964（昭和39）年に念願の制度的恒久化を果たした短期大学は、高度経済成長と第一次ベビーブーム世代の進学要求、特に女子の高学歴志向という時代の波に乗り、女子教育機関としての色彩を強めてゆく。

1971（昭和46）年の中央教育審議会答申—いわゆる46答申以降、高等教育は計画行政の時代に入る。46答申は多様化が進んだ高等教育機関の種別化・類型化を試み、その中で短期大学は第二種高等教育機関として「教養型」と「職業型」とに分別される。先の短期大学設置基準省令化は、教育内容の多様化および新分野の開拓などを促すための弾力的措置でもあった。

1986（昭和61）年の臨時教育審議会第二次答申を受けて設置された大学審議会は、2001（平成13）年の省庁再編まで、計28の答申を発表する。そのハイライトは1991（平成3）年の大学設置基準「大綱化」であろう。これは極言すれば、カリキュラム編成弾力化に代表される大幅な規制緩和宣言であり、これによって、一般教養組織の解体、共通・専門教育の統合、教員の学部・学科所属、自己点検・評価など、今日の「大学改革の時代」に直接繋がる大学内部の大変革もたらされることになる。なお、これらの改革に関連して、それまで大学卒業生の“称号”に過ぎなかった「学士」が、明治以来久方ぶりに学位として規定されたが、その際、短期大学卒業生に対しては「準学士」の称号付与にとどめられた。短期大学卒業生への学位授与が規定されたのは2005（平成17）年である。

Ⅲ. 短期大学をめぐる論点—ジェンダー特性と国際的動向

短期大学の変遷を概観して実感するのは、その扱いの軽さである。殊に今日までの制度措置に関わる歴史を鑑みるに、短大は常に“ヌエ”の如き存在として扱われてきた感が否めない。短大そのものに焦点をあてた研究についても、今日に到るまで極めて少ない。

短期大学研究の嚆矢として挙げられるのは、後述する1969（昭和44）年の東京大学出版会『戦後日本の教育改革』（第九巻 大学教育）所収の海後宗臣・寺崎昌男「短期大学⁶⁾」である。以下、総論総説的な研究を時系列でたどると、本邦初の本格的な高等教育論集といえる1983（昭和58）年の青木書店『講座 日本の大学改革』（第五巻 大学の制度改革）所収の君島茂「大学制度としての短期大学の課題⁷⁾」、21世紀の大学像答申が出された1998（平成10）年の岩波書店『岩波講座現代の教育』（第10巻 変貌する高等教育）所収の館昭「中等後教育の展望—生涯学習体系下の高等教育⁸⁾」および伴恒信「岐路に立つ短期大学—ジュニア・カレッジとコミュニティ・カレッジの興亡史から⁹⁾」、明治大学短期大学の閉学にあたって編まれた大学沿革史である2007（平成19）年のドメス出版『明治大学専門部女子部・短期大学と女子高等教育』所収の平川景子「短期大学制度の成立と展開—高等教育におけるジェンダー¹⁰⁾」などが列挙される。

亀田温子によれば、短期大学研究は当初、「恒久化」をめぐる制度論を中心として進められてきたという¹¹⁾。文部省は1952（昭和27）年から54（同29）年まで、11回に亘る『短期大学調査資料』を刊行している。また日本教育学界は短期大学の実態とカリキュラムの形態、短期大学学長の同制度に対する意見および同制度の導入実施についての歴史的検討等に関する調査研究を行い、1957（昭和32）年に『短期大学の問題』と題した成果報告書を発表している。変わったところでは早稲田大学教務部が、1955（昭和30）年に二分冊からなる『短期大学に関する資料』を作成している。1980年代から90年代にかけては、阿部美哉などの「短期高等教育の最適モデルに関する研究」、中山茂などの「中等後教育システムの機能と構造に関する比較研究」、喜多村和之などの「高等教育機関の新設統廃合に関する比較社会学的研究」、市川昭午などの「大学「大衆化」の構造と大学教育の変容に関する研究」などが報告されている¹²⁾。

一方、短期大学制度をジェンダーの視点から分析する立場からは、女子教育特性論に立脚する日本型短期高等教育に特有の性別配当が論証され、批判されてきた。平川景子の整理によれば、短期大学の「女子コース化」が急激に進む中で、ジェンダーの偏りをもつこの制度は次のように検討されている。すなわち、藤井治枝は短期大学の教育内容を「女子完成教育を掲げる花嫁教養コース」と「職業人の促成を目指す職業教育」とに二分化されたものと捉え、「男は仕事、女は家庭」という男女特性論に基づくイデオロギーのもと「短大は女子特性教育の完成コースとして定着することになった」と批判し、天野正子は「男性はつねに女性よりも一段高い学歴をもつのが望ましいとする学歴観、女性はその性役割にふさわしい教育内容をもち適齢期を逸する不安のない、年限の短い短大こそが望ましいとする性役割感」があると指摘した¹³⁾。

これら先行研究の中で短期大学の歴史的展開に関して注目すべきは、前述した小山静子の研究である。小山は、海後宗臣・寺崎昌男、後述する土持ゲリー法一などの研究成果を踏まえ、短期大学の「女子教育機関化」のプロセス、すなわち、性別によって異なる高等教育の確立過程について検討している。

前述の通り戦後初期における女子高等教育の状況は、1945（昭和20）年から47（同22）年までの間に、実に47校もの女子専門学校が新設されたことに端を発している。またGHQは民主化促進のためにミッション系の私立女子大学を重視し、女子のリベラルアーツ・カレッジに高い期待をもっていたともいわれる。

教育刷新委員会での議論においては、星野あい・津田塾専門学校校長、河井道・恵泉女学園専門学校校長という、同委員会に二人しかいなかった女性委員が大きな役割を果たすことになる。結果的に前者が四年制大学を、後者が二年制大学を求めるという点において、両者の主張は微妙に異なることになるが、小山によれば、「女子高等教育の充実の必要性という点で両者には意見の対立はなく、河井がより現実的な選択として二年制大学を強く主張したのに対して、星野はそれを認めつつも、より原理的に、四年制大学に重点をおいた発言を行ったということ」であり、「少しでも女子高等教育の機会を拡大したいという切実さに対しては」両者の思いは共通していた¹⁴⁾。

前述の通り短期大学は発足当初、男子の在籍者数が女子のそれを上回っていた。昼間部の在籍者数を見れば、当初から女子学生の方が圧倒的多数派ではあったが、女子の高等教育機関への進学率も、当初は短期大学より四年制大学の方が高かった。最初から女子の進学先として短期大学が選択されていたわけではなかったのである。一方、男子の職業教育機関としての短期大学の主流を占めたのは、専攻分野が主に「法政商経」と「工学」によって構成され、大部分が夜間開講の形態をとった国立の短期大学である。

小山は、「国立の短期大学とは、男性勤労者のための教育機関として夜間に設置されたものだったといっても過言では」なく、「短期大学の女子教育機関化は、まず私立の短期大学において顕在化してきたのであり、国立の短期大学にはまったく当てはまらないことだった」と主張する。すなわち、「国家にとって、女子のための短期大学教育はとりたてて政策を展開すべきものとしては認識されておらず、国費を投じて教育すべき対象は男子だった」ということになる¹⁵⁾。前述の専科大学法案なども同様の路線の延長線上にあるものといえよう。他方、その多くが女子短期大学となっていた私立短期大学は、日本私立短期大学協会の陳情に代表されるように「女子教育の観点から短期大学の恒久化を強く主張し、短期大学が中堅職業人の養成教育機関となることに明確に反対の意思表示を」することになる。同協会の会報は「政府が進めようとしていた短期大学の職業教育機関化に対抗して、女子教育機関としての存在意義を強調する文章がほとんどをしめるように」なってゆく¹⁶⁾。

「戦前における専門学校と大学との「格」の違いを知っている者にとっては、短期大学が大学の一つであったことの意味は大きかった」とする小山の指摘は正鵠を射ている¹⁷⁾。とりわけ、やっと大学に「昇格」したとの想いが強い日本私立短期大学協会のメンバー、すなわち、各短期大学のリーダーたちは、政府の意図する短期大学改革が中堅職業人の養成に焦点をあてたものであることが明確化してくるに従って、短期大学の女子教育機関としての意義を強調してゆくことになる。その「意義」とは何か。それは「性別役割分業観にのっとって、将来の主婦としての役割にふさわしい教育を行うことに、収斂していくもの」であり、小山は、かくして短期大学は女子教育機関として「純化」されたと結論づけている¹⁸⁾。

短期大学研究の今一つの潮流として、制度化の際サンプルとされたアメリカ型短期高等教育の在り方やその変遷、さらには各国の短期高等教育や中等後教育など国際的な動向に着目しようとする比較教育学的研究がある¹⁹⁾。この分野では「短期大学は短期間で終わる高等教育から、生涯にわたる高等教育のファーストステージへ²⁰⁾」という言葉に代表される館昭の一連の研究が、地

域における生涯学習機関としての役割と編入学制度の整備による前期高等教育機関としての役割を併せもつ「日本型コミュニティ・カレッジ構想」と相俟って、広く知られるところである。

また、高等教育の大衆化が国際的な傾向となる中で、OECDが「第2の部門」と名づける短期高等教育（short-cycle higher education）、そして「第3の部門」と称する中等後教育（post-secondary education）の概念はますます重要である。表2は喜多村和之による、日本における中等後教育の制度的構造が示されたものである²¹⁾。

表2：中等後教育の制度的構造

		↑ 学校教育型			
		セクター	サブ・セクター	定形型	非定形型
中等教育以後の学習機会	高等教育		長期高等教育	大学 (学部・大学院)	大学通信教育 放送大学
			短期高等教育	短期大学 高等専門学校 専修学校 各種学校 省庁大学校	
	継続教育		継続教育		企業教育・研修 組合教育等
			生涯教育	TV・ラジオ・通信・出版等 図書館・美術館・博物館等	
		↓ 社会教育型			

喜多村によれば、post-secondary educationというタームは「1960年代の末から70年代の初頭にかけて、ナショナル・レベルの教育制度の段階別区分を示す概念として」用いられるようになり、「中等教育以後のあらゆる教育体系を包括する概念を示すもの」である。それは「従来のhigher educationの制度に中等教育段階以後に提供される各種のfurther educationの教育機会をもふくめた意味で用いられる」ものであるという²²⁾。館昭が同じく、「中等後教育の語は、現在の高等教育概念では尽くせない意味合いを持っており、その積極的な使用は、現代日本の高等教育の状況解明と課題解決に資するものがある」と述べる通り²³⁾、この「中等後教育（post-secondary education）」という制度的概念は、今日、極限まで多様化・階層分化が進んだかに見える日本の大学・短期大学の在り方に、今後、極めて豊富な示唆をもたらす可能性があるものといえよう。

IV. 短期大学制度史をめぐる論点—成立過程とその後の展開

従来の短期大学研究は、前述のジェンダーや比較教育的視点からのアプローチ、短期大学経営に関わる機関研究や将来構想²⁴⁾、または教育内容や学生様態などにフォーカスしたものが比較的

多い²⁵⁾。これらの議論を総括すべき短期大学史の基盤的成果として、前述の海後宗臣・寺崎昌男の研究がある。

そもそも短期大学問題の発端とは何か。その背景には、旧制高等教育機関の「質」という課題があった。新制大学設置認可に際し、旧制大学58校中36校、同高等学校32校中4校、同大学予科43校中36校、そして同専門学校332校中181校が、資格審査の過程で問題とされ、「大学教育水準の向上という高等教育改革の強い要請」と「旧制高等教育諸機関の全面的昇格の要求や希望」が相対立し、教育刷新委員会における短期大学論議に繋がったというわけである²⁶⁾。

前述の通り短期大学問題に関わり政府当局が示した最初の見解は、1948（昭和23）年12月24日の和田書簡である。この書簡において注目すべき諸点として海後・寺崎は、「(1)新しく構想される二年制大学は、教育刷新委員会内部で若干の支持者をもっていたいわゆる「前期大学」とはまったく異なるものとして考えられていたこと。(2)設置理由として、新制大学の完全かつ早急な設立が基本的な要請としてあげられていること。(3)旧高等教育機関のすべての大学移行がただちに行なわれることは不可能であるという大学設置委員会の状況判断にもとづいて提案されていること。(4)高等教育の「門戸開放」が文面上あくまで副次的な理由としてあげられていること」の四点を挙げている²⁷⁾。

また、占領軍当局の動向としては、和田書簡以前の時期において、T.オア、E.ウィグルスワースなどの消極論、W.C.イールズなどの積極論があり、後者が「完成教育機関」としての短期大学を構想し制度化への推進を図ったものと見られる。制度措置の完成と短期大学の発足に関わる学校教育法改正をめぐる国会論議においては、森戸辰夫、松本七郎ら社会党委員が「短期大学の積極的側面を評価する側に立ち、その制度の恒久化を主張」する一方、文部省は「暫定的」という表現のもたらす「影響」に対しては実験的意義を強調し、教育機会拡大論に対しては恒久化もまたよしとするなど「短期大学制度の評価・未来像・提案のかまえなどにおいて、かなりのゆれ、あるいは未定見さが窺われ」明確な構想を示さなかった²⁸⁾。

なお、短期大学の発足にあたり、「四年制大学の場合のように基準を具体化した要項があったかどうか」についてもまた、不明瞭であるという。海後・寺崎は、人的・物的面での「独立性」が審査の眼目であったのではないかとの推測を示しているが、申請186校のうち13校が申請を取り下げ、残る173校のうち大学設置審議会第13回総会に付議されたもの134校、うち不可19校、保留2校、次の総会まで保留とされたもの39校、差し引き113校が認可され、後から追加された36校を加え、初年度は計149校となった²⁹⁾。

こうして発足を見た短期大学であったが、その制度的再検討の動きは早くも翌年秋、すなわち、1951（昭和26）年10月16日の政令改正諮問委員会「教育制度の改革に関する答申」から始まり、1958（昭和33）年のいわゆる「専科大学法案」をめぐる攻防でピークに達する。

これらの背景には、産業界の短期大学制度再編要求がある。海後・寺崎によればそれらの意見は、「(1)専門職業教育の充実度にかんして現制度に不満であること、(2)その結果、なんらかの意味で旧制専門学校的な制度を復活するという志向をもつこと、(3)なかならず、中級技術者・高級技術者という技術者の二種別を立て、前者の供給にかんしての短期大学の機能に不満を表明していること、(4)したがって高校につづく二年間の完成教育機関としての短期大学制度を肯定

する論旨はまったく見られないこと、(5)むしろ高等学校段階の教育機関と併合し、短期大学段階そのものを再編成することを構想している」ことなどの諸点で共通する³⁰⁾。

文部省は五年制「専科大学」の設置と短期大学の廃止という路線に舵を取り、1958(昭和33)年、第28国会、第30国会、第31国会と、三度に亘って「専科大学法案」を国会に提出する。この法案は「短期大学の目的を学校教育法の大学の枠内からはずすことを含んでいたため、短期大学制度を「大学の枠内で、恒久制度化する」ことを強く要望した」日本私立短期大学協会などの強力な抵抗にあって頓挫する³¹⁾。同法案は「専科大学」という名の「大学にあらざる高等教育機関」を作りだす意図を含み、六・三・三・四制の新学制を大きく崩す要素をも含むものと看做されたため、日教組や社会党もこれを批判し、反対した。

しかし、「専科大学」を構想せしめた背景が経済成長を支える中堅技術者の養成にあった以上、法案が廃案に追い込まれようともその要求自体が消えるものではない。1961(昭和36)年6月7日、中卒者を収容する五年制の「高等専門学校設置法案」が成立、さらに1975(昭和50)年7月11日、「専修学校設置法案」が成立、新制専門学校制度が法的根拠をもって発足する。この流れは1986(昭和61)年の臨教審第二次答申における新「専科大学」問題を経て、2009(平成21)年の中教審キャリア教育・職業教育特別部会における「職業教育に特化した新しい高等教育機関の創設に係る提言」まで、以後脈々と受け継がれることになる。なお、短期大学関係者念願の「短期大学制度恒久化法案」は、1964(昭和39)年6月17日、ようやく成立を見た。

海後・寺崎は短期大学の制度的性格について、「戦後の日本が採用した六・三・三・四制の民主的学校体系に矛盾することなく位置づけられてきた。この意味で、短期大学は、「専科大学」制度あるいは高等専門学校制度のように、高等学校段階からの一貫教育を前提とする教育機関とは学校体系上の性格を異にしている。すなわち「専科大学」や高等専門学校は、後期中等教育の延長ないしその複線化的再編成の試みとして解されるべきであり、本来、大学の一部として成立した短期大学とは性格を異にする機関として考えられるべきものである」との評価を示し、論を結んでいる³²⁾。

海後・寺崎は短期大学制度の成立と展開に関して、その時点での通史総括的な研究成果を示したが、当時、CIE内部の具体的動向等を察知し得る史料については極めて限られていた。占領軍当局の動向に関して、1980年代以降の占領資料公開に基づく一次史料やオアなど当事者へのヒアリングを通じて新たな事実を発掘したのが土持ゲーリー法一である。土持は、海後・寺崎によって示された論点をベースとしながら、特に新制大学最大の要諦であった教養教育をめぐる視点(「旧制高等学校」の温存阻止)を踏まえ、短期大学の成立過程について検証している。

「トレーナー文書」に見えるジュニア・カレッジに関する南原繁とCIE上層部との会談記録によれば、「南原は短期大学に対して消極的で、CI&E教育課オアおよびトレーナーがこれに同調した」という。またトレーナーは、「着任早々のイールズがCI&E教育課の推し進めた教育改革を混乱に陥れたとの怒りが看守」できるメモなどを残しており、CIE内部に「短期大学」をめぐる相当な対立が生じていたことが見て取れる³³⁾。

後年、J.C.トレーナーは日本の短期大学について、「アメリカの教育機関のように、中等教育の延長として発達したのではなく、資力的に弱すぎて、大学の地位を獲得できないような教育機

関に対応する手段としてできた」と回顧し、南原もほぼ同義の見解を示して短期大学の在り方を批判した³⁴⁾。トレーナー文書によれば、「イールズは、トレーナーに高等教育に関してはヨーロッパの制度がアメリカの制度よりも優れていた、戦前日本にはヨーロッパの優れた高等教育制度があったので改革すべきではなく、速やかに旧制度に戻すべきであると主張して、新しい大学制度の準備をしていた日本側を困惑させた」という。土持は、「イールズはウィグルスワースの後任者であったが、両者の間には、高等教育改革政策に関しての考えに隔たりがあった」とする³⁵⁾。

また土持は短期大学「恒久化」の議論に関わり、1954（昭和29）年10月25日、日本私立短期大学協会が提出した文部大臣宛懇願書の決議を次のように批判する。「この決議は、恒久的な短期大学の転換を望みながらも、従来どおり、大学の「枠内」とどまり、目的使命の変革も望まない「独善的」なもので、社会情勢の変化に便乗した表面的なものであった。このような消極的な姿勢では、短期大学の独自性を打ち出すことは、砂上の楼閣に過ぎない。また「同協会は（中略＝引用者）どこまでも、大学の枠より短期大学を外すことなく、恒久化する従来の主張を変えない方針であった。すなわち、「大学（短期大学を含む）」であった。さらに、従来の一時間の授業に対して二時間の準備を要する学習単位の取得方法についても考究されるべき事柄であるとして、単位制の変更を示唆した。この議論は形式論であった。短期大学の独自性を提唱しながら、大学という枠に固執し、大学の骨幹の単位制についても、短期大学に相応しいように修正を求める独善的なものであった³⁶⁾。」

この点に関して土持の評価は、前述の海後・寺崎の評価と対照的であり、かつ、その後の短期大学の「現実」に鑑みて傾聴すべきものを含んでいる。高等教育制度に関わる「単線型」「複線型」の議論は、一つ間違えば単なる形式論に陥りかねない。土持の主張する通り、重要なことは「すべてのものが等しく教育を受ける機会が保障された民主的な学校制度であること」であり、「旧来の複線型のように「袋小路」にならないこと」であって、「必ずしも、すべてを画一的に六・三・三・四制の枠内に押し込めることではなかった。柔軟に対応して、はじめて真の民主的な学校制度であったといえる。すべてのものが能力に応じて等しく教育を受ける機会が与えられる制度こそが単線型のもつ本来の意義」といえるものであろう³⁷⁾。

むすびにかえて—短期大学研究の課題と展望

以上、短期大学の趨勢とその研究動向について概観してきたが、管見の限りその多くは、他の問題意識（四年制大学やジェンダー）を主眼とする中で“短大”をあくまで「副次的」に取り上げたものである。今後は短期大学という機関特有の問題点に着目し、日本における短期高等教育と中等後教育の在り方、在るべき姿を見据えつつ、その総体と具体的動態について明らかにする必要がある。

短期大学制度史に関わるこれまでの先行研究の論点を整理すると、次の二つに集約されよう。一つは「制度化」をめぐる議論、今一つは「専科大学法案」をめぐる攻防である。前者については、教育刷新委員会とその後の国会討議、後者については、産業界および政府と短期大学（特に私学）関係者の思想的対抗軸、それぞれに関する検証である。ちなみに議論の枠組としては土持および前述の小山、共に基本的に海後・寺崎の立論をベースとしており、教刷委のキーパーソンであっ

た河井道の検討など、対象としてはほぼ共通のものがある。よって分析の時間軸についてもまた、海後・寺崎の枠組を大きく踏み越えるものではない。すなわち、短期大学制度化の経緯から制度的恒久化に到るまでの時期にその分析はとどまっており、その後の展開を十分にフォローするには到っていない。

短期大学の歴史とその制度的展開を明らかにするためには、分析のベースとなる議論の枠組が重要である。荒井克弘は、短期大学の設置数の推移をもとに、①1950～57年、②1958～68年、③1969～80年、④1981～89年、という時期区分を設定している³⁸⁾。また平川景子は、①短期大学制度への移行期（1945～50年、敗戦から短期大学の設置および認可まで）、②短期大学制度の確立期（1951～64年、短期大学恒久化の実現まで）、③短期大学恒久化後の拡大期（1965～86年、女子教育としての短期大学制度への批判）、④臨時教育審議会答申以降（1987年～、地域の生涯教育機関として）、という時期区分において短期大学史を捉えている³⁹⁾。ちなみに日本私立短期大学協会は、その『50年史』編纂にあたって、①草創期（1945～54年）、②恒久化への運動（1954～64年）、③財務の進展（1964～70年）、④短大教育の模索（1970～80年）、⑤魅力の追究（1980～91年）、⑥新たな改革へ（1991年～）、という時期区分を行った⁴⁰⁾。同じく『五十年誌』を刊行した全国公立短期大学協会は、①戦後改革と公立短期大学の誕生、②高度経済成長期における公立短期大学の制度的動揺と発展、③高度成長期後における公立短期大学の動向、④今日の日本と公立短期大学の新たな展開、という課題設定で通史を記した⁴¹⁾。

短期大学の制度史的展開を総括するにあたっては、大学・高等教育全体に関わる社会的・政策的なトピックを大きなフレームワークとしながらも、短期大学・短期高等教育および中等後教育に固有のトピックの存在と影響を踏まえて、その実情を明らかにすることが求められる。具体的には、行政の政策動向と時々々の社会状況等を大枠としつつ、短期大学の量的・制度的変遷を捉え、その総説を各論（個別事例の分析）によって跡づける作業が必要となる。すなわち、政策的な枠組とその社会事情を縦軸とし、各設置者・短期大学の対応とその営みを横軸として、議論が展開されなければならない。例えば暫定的ながら、以下のようなテーマが「縦軸」としての時期区分に擬し得るものと考えられる。

- ①戦後教育改革と短期大学「制度化」（1945～52年、および前史としての戦時非常措置の影響）
- ②専科大学法案と短期大学「恒久化」（1952～64年、独立回復後の再改革論議、高等専門学校誕生）
- ③高度経済成長と短期大学「大衆化」（1964～75年、池正勸告の影響とマスプロ化、専修学校誕生）
- ④高等教育計画と短期大学「種別化」（1975～91年、石油ショックと計画行政、臨教審と大学審）
- ⑤大学構造改革と短期大学「四大化」（1991年～現在、大綱化の影響と小泉構造改革、今後の展望）

また、いかに短期大学が「私立が九割、女子が九割」といった著しい偏りを見せる機関であろうとも、国公立と私立とでは、設置者である国および地方自治体の政策動向と、学校法人の経営動態とを同一線上のものとして捉えることはできない。よってこれら諸機関に固有の事象を具体的に跡づけ、対象化する作業が「横軸」となる。さらには今後の日本における高等・中等後教育、そして生涯学習社会の在り方について考察し、ある程度の将来展望を示すことも求められよう。

- ⑥私立短期大学の動向（学校法人経営と「女子教育機関化」、私学の経営動態と短期大学）
- ⑦公立短期大学の動向（地方教育行政と「地域教育機関化」、自治体の政策動向と短期大学）
- ⑧国立短期大学の動向（文部科学行政と「職業教育機関化」、政府の政策動向と短期大学）
- ⑨生涯学習社会と短期大学「普遍化」（専門大学構想と知識基盤社会、中等後教育の確立）

「短大」とは何か。そもそも短期大学は、「原則として将来正規の四年制大学になる目途をもって」、やがて四年制大学へ「昇格すべきステップとして」、あくまで暫定的・実験的な制度措置として、政府・企業においても大学関係者の間でも、制度化初期から現在に到るまで総じて消極的評価の中に押し込められてきた⁴²⁾。短期大学の課題は、一貫してその「独自性」の主張の脆弱さにあった。何故四年制の学部教育とは別に短期年限の「大学」が必要であるのか—君島茂の言葉を借りれば、短大とはまさに戦後大学改革の“鬼子”であった⁴³⁾。そしてその存在意義は、遂に今日に到るまで明確なものとはなり得ていない。

「短大」は決して過去の存在ではない。依然として大学教育機関数の約3分の1を占める「大学」である。しかしその内実についてはこれまで概観してきた通り、戦後大学史を通じて常に位置づけが曖昧なまま軽視され続けてきた。とりわけ近年“即戦力”を求める社会的ニーズが「専門学校」へとより傾斜する中、短期大学のレーゾンデートルはますます揺り動かされつつある。現実には、短期大学士の「学位」だけでは入学困難な大学院正規課程に、高度専門士の「称号」のみで進学可能な状況までもが生まれつつあり、短期大学は「大学」でありながら、単体としてのカリキュラムだけでは大学院に直接進学できない大学教育相当機関として、そのアイデンティティをますます喪失しつつある⁴⁴⁾。伴恒信は短期大学と専修学校の「ヌエ的競合状態」（旧制専門学校の粗製濫造という戦時下以来の競合対峙関係）について、臨教審答申や大綱化等、生涯学習社会へ向けての一連の教育制度弾力化を経て、「結果として短期大学と専修学校との境界を不分明なものとして、短期大学の存立根拠を希薄なものとしていくことになった」と指摘している⁴⁵⁾。

前述の通り現在、短期大学の卒業生には「短期大学士」という「学位」が授与される。短期大学士—その名称の異様な響きは何であろうか。館昭は機関の名称を学位名に使用したことについて、「大学制度改革の流れから見て禍根を残すものとなった」と批判している⁴⁶⁾。「大学」と「専門学校」の境界の曖昧さが指摘される昨今、「大学」たる根拠を示す最も有力な説として、①「学位授与権」の有無、②「教養教育」実施の有無、以上二点が語られることが常であるが、日本の大学は、永らく①の位置づけについて自覚的でなく（故に未だ学士課程においては「修了」ではなく「卒業」と呼称する）、②に関しては大綱化以降、既に教員組織としてはほぼ崩壊している。土持ゲーリー法一は短期大学設置基準大綱化について、元来「職業色彩」が強く、一般・専門教育が共に短い修業年限で行われ、各種資格取得を目的としていた傾向のある短期大学にとって、「結果的には、一般教育の形骸化に拍車をかけ（中略＝引用者）短期大学の骨幹を揺るがし、専門学校との「境界線」を曖昧にした。短期大学における一般教育の問題は、四年制大学の場合より深刻であった」と指摘している⁴⁷⁾。

戦後日本においては、戦前に存在したあまりに多様な高等・中等後教育機関が、総て「大学」の名のもとに包括され、結果として、短期高等教育の意義や中等後教育の価値が積極的に評価さ

れることはなかった。日本における高等・中等後教育の今後の在り方を考察する上で、そして社会教育の基盤整備を含めた生涯学習社会の今後の姿を展望する上で、短期大学の歴史的・制度的展開過程の究明、その総括的研究の進展がますます求められることになる⁴⁸⁾。

短期大学とは何か。それは今日の「大学改革の時代」をもたらした、高等教育大衆化の日本的構造の要因を究明する上での重要テーマの一つであり、その歴史的意義を総括することは、戦後日本の教育と経済、産業と社会、そしてジェンダーと女性の歴史の一側面をも浮かび上がらせる、極めて示唆に富む問題提起を孕むものであると思われる。

[注]

- 1) 小山静子 (2009) 『戦後教育のジェンダー秩序』 勁草書房、pp.119,129。
- 2) 筆者作成。なお、1947 (昭和22) 年の教育基本法・学校教育法成立、また、1949 (昭和24) 年の国立大学設置法成立など、教育史・大学史上あまりに自明なものについては割愛した。
- 3) 天野郁夫 (1989) 『近代日本高等教育研究』 玉川大学出版部、pp.338-343。
- 4) 小山 (2009) 前掲書、pp.94-97。
- 5) 土持ゲーリー法一 (2006) 『戦後日本の高等教育改革政策—「教養教育」の構築』 玉川大学出版部、pp.231-243。
- 6) 海後宗臣・寺崎昌男 (1969) 『大学教育 (戦後日本の教育改革 第九巻)』 東京大学出版会、pp.181-276。
- 7) 君島茂 (1983) 「大学制度としての短期大学の課題」 大沢勝他編 『講座 日本の大学改革 (第五巻 大学の制度改革)』 青木書店、pp.273-294。
- 8) 館昭 (1998) 「中等後教育の展望—生涯学習体系下の高等教育」 佐伯胖他編 『変貌する高等教育 (岩波講座 現代の教育 第10巻)』 岩波書店、pp.179-196。
- 9) 伴恒信 (1998) 「岐路に立つ短期大学—ジュニア・カレッジとコミュニティ・カレッジの興亡史から」 佐伯他編、前掲書、pp.242-266。
- 10) 平川景子 (2007) 「短期大学制度の成立と展開—高等教育におけるジェンダー」 明治大学短期大学史編集委員会編 『明治大学専門部女子部・短期大学と女子高等教育』 ドメス出版、pp.279-308。
- 11) 亀田温子 (1986) 「女子短期大学—教育とセクシズム」 天野正子編 『女子高等教育の座標』 垣内出版、pp.138。
- 12) 例えば、喜多村和之編 (1989) 『学校淘汰の研究—大学「不死」幻想の終焉』 東信堂、阿部美哉・金子元久編 (1990) 『「大学」外の高等教育—国際的動向と日本の課題』 広島大学大学教育研究センター、阿部美哉 (1991) 『生涯学習時代の短期高等教育』 玉川大学出版部、金子元久編 (1992) 『短期大学教育と現代女性のキャリア—卒業生追跡調査の結果から』 広島大学大学教育研究センター、市川昭午編 (1995) 『大学大衆化の構造』 玉川大学出版部、など。
- 13) 平川 (2007) 前掲論文、pp.295-302。
- 14) 小山 (2009) 前掲書、pp.102-104。
- 15) 小山 (2009) 前掲書、pp.116-117。
- 16) 小山 (2009) 前掲書、pp.128-129。
- 17) 小山 (2009) 前掲書、pp.130-131。
- 18) 小山 (2009) 前掲書、pp.138。
- 19) 例えば、金子忠史編 (1994) 『新版 短期大学の将来展望—日米比較を通して』 東信堂、高島正夫・館昭編 (1998) 『短大ファーストステージ論』 東信堂、館昭編 (2002) 『短大からコミュニティ・カレッジへ

- 一飛躍する世界の短期高等教育と日本の課題』東信堂、宇佐見忠雄（2006）『現代アメリカのコミュニティ・カレッジ—その実像と変革の軌跡』東信堂、など。
- 20) 高島・館編（1998）前掲書、pp.21。
 - 21) 喜多村和之（1986）『高等教育の比較的考察—大学制度と中等後教育のシステム化』玉川大学出版部、pp.173。
 - 22) 喜多村（1986）前掲書、pp.13-14。
 - 23) 館（1998）前掲論文、pp.179。
 - 24) 例えば、本多二郎（1983）『素顔の短期大学』福武書店、地域科学研究会編（1995）『「オープン」型短期高等教育への転換』地域科学研究会、同（1995）『短期高等教育システムの新たな可能性』地域科学研究会、同（1995）『短期大学の“改組転換”—その計画と実際』地域科学研究会、牧野篤・黒川秀子・今井昌彦（2000）『地域開放型短期大学の構想—生涯学習時代における短期大学』大学教育出版、など。
 - 25) 例えば、伊藤順啓（1991）『短期大学の社会学』国際書院、同（2000）『短期大学教育再考』国際書院、松井真知子（1997）『短大はどこへ行く—ジェンダーと教育』勁草書房、池木清（1997）『女子短大教育と卒業生の職業状況』北樹出版、など。
 - 26) 海後・寺崎（1969）前掲書、pp.182。
 - 27) 海後・寺崎（1969）前掲書、pp.184-186。
 - 28) 海後・寺崎（1969）前掲書、pp.195-197。
 - 29) 海後・寺崎（1969）前掲書、pp.204-205。
 - 30) 海後・寺崎（1969）前掲書、pp.236-237。
 - 31) 海後・寺崎（1969）前掲書、pp.249。
 - 32) 海後・寺崎（1969）前掲書、pp.256。
 - 33) 土持（2006）前掲書、pp.241-242。
 - 34) 土持（2006）前掲書、pp.246-247。
 - 35) 土持（2006）前掲書、pp.249-251。
 - 36) 土持（2006）前掲書、pp.263。
 - 37) 土持（2006）前掲書、pp.265。
 - 38) 荒井克弘「新設私立大学・短大の供給メカニズム」市川編（1995）前掲書、pp.131。
 - 39) 平川（2007）前掲論文、pp.279。
 - 40) 日本私立短期大学協会50年史編集委員会編（2000）『日本私立短期大学協会50年史』日本私立短期大学協会。
 - 41) 公立短期大学協会五十年誌編集委員会編（2002）『公立短期大学五十年誌』全国公立短期大学協会。
 - 42) 引用部分は、CIE担当官オアの発言である（海後・寺崎（1969）前掲書、pp.190、土持（2006）前掲書、pp.244）。
 - 43) 君島（1983）前掲論文、pp.274。
 - 44) 大学評価・学位授与機構の認定を受けた二年制の短期大学専攻科を経れば可能であるが、四年制の専修学校専門課程は事実上四年制大学の学士課程とほぼ同等の扱いを受けている。
 - 45) 伴（1998）前掲論文、pp.244-247。
 - 46) 館昭（2006）『原点に立ち返っての大学改革』東信堂、pp.68。
 - 47) 土持（2006）前掲書、pp.267。
 - 48) なお、専修学校専門課程（新制専門学校）については、関口義（1990）『専修学校全論—1975～2000』地域科学研究会、韓民（1996）『現代日本の専門学校—高等職業教育の意義と課題』玉川大学出版部、などの先行研究がある。

